

被保険者および被扶養者の皆様へ

令和3年2月3日
東京都電機健康保険組合

「緊急事態宣言」延長に伴う対応について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当組合の事業につきましては、1月7日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態宣言」の再宣言後、保健施設事業であります、直営保養所「強羅グリーンハイツ」「オレンジドームゆがわら」の休館による利用停止を行っているところでございます。

このような中、報道等でご承知のとおり2月2日に、3月7日までの「緊急事態宣言」の延長が決定されました。

つきましては、当組合の対応について、下記のとおりこれまでの取扱いを延長させていただくことといたしました。

日頃より当組合の保健施設等をご利用いただいている皆様には、引き続きご不便をおかけいたしますが、何より加入員の皆様の安全確保の観点からの措置でありますことから、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 窓口業務の原則中止、郵送による届出のお願い

引き続き、郵送による届出をお願いし、不要不急の外出の縮減を図ります。

2. 直営保養所

「強羅グリーンハイツ」「オレンジドームゆがわら」とも、3月7日まで休館。

- ※1) 2月8日(月)より3月7日(日)まで予約されている方につきましては、組合よりキャンセルのご連絡をさせていただきます。
- ※2) 3月8日以降利用分につきましては、下記のとおりといたします。
 - ・3月8日から3月末日までの新規予約の受付は行いません。
 - ・4月利用分は通常通り3月1日より電話にて順次お受けいたします。
- ※3) 今後の状況等により変更となることもございます。その際には改めてお知らせいたします。ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

《お問い合わせ》

保健施設に係るお問い合わせは

保健事業部 健康事業課 03-3834-7216